

1. 関係機関

- アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、韓国、ニュージーランドの6か国について調査。
- 単一の省庁や組織等が主導して包括的な取り組みを実施している国もあれば、異なる省庁や組織が野生動物の衛生と家畜衛生等の立場から個別または追加の取り組みを行っている国もあるなど、各国がそれぞれのアプローチで取り組みを実施。

単一の主体が包括的に実施

韓国

■環境部

- ・国立野生動物疾病管理院



Ministry of Environment

イギリス

■環境・食料・農村地域省（動植物衛生庁）

- ・全英野生生物疾病サヘル・パートナーシップ



複数の主体が実施

アメリカ

■内務省（USGS、USFWS）：野生生物の疾病からの保護

- ・国立野生生物衛生センター（NWHC）
- ・国立野生生物保護区システム野生生物衛生事務所



■農務省（動植物検疫局野生生物サービス）：家畜伝染病対策としての野生動物管理

- ・全米野生動物疾病プログラム（NWDP）



■保健福祉省（疾病予防管理センター）新興・人獣共通感染症対策

- ・全国アルボウイルス・サーベイランス・システム



ニュージーランド

■第一次産業省：野生動物感染症を含む国全体のバイオセキュリティーを所管

■保全省：絶滅危惧種の死因監視

Ministry for Primary Industries
Manatū Ahu Matua



カナダ

■食品検査庁、環境省、国立公園局、公衆衛生庁

- ・カナダ野生生物衛生協同組織
(CWHC。大学ネットワークを拠点とするパートナーシップ)



CANADIAN
WILDLIFE HEALTH
COOPERATIVE

オーストラリア

■農業・水資源・環境省

- ・全豪野生生物衛生機関（WHA。非営利団体）
：自然環境に影響を及ぼす重大な疾病や野生動物の衛生問題
- ・全豪家畜衛生機関（AHA。非営利団体）
：家畜衛生上の緊急事態における野生動物の管理



海外の関連取組について（中間報告）概要版

2. 野生動物の感染症サーベイランス

- 特定の疾病や大量死／集団死事案に対象を絞ったサーベイランスを実施している国がある一方で、通報される野生動物の死亡事案を総合的に調査している国がある。
- 野生動物における感染症の発生（疑い）事例についてウェブ上で報告（・共有）するシステム等を整備している国もある。

韓国

■国立野生動物疾病管理院

- ・アフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫、SFTS、豚インフルエンザ、鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱、黄熱病、デング熱、ニューカッスル病、脳脊髄炎、クラミジア

イギリス

■環境・食料・農村地域省（動植物衛生庁）

- ・野生脊椎動物のあらゆる疾病及び死亡事案

カナダ

■カナダ野生生物衛生協同組織（CWHC）

- ・鳥インフルエンザ、シカ慢性消耗病、ウエストナイル熱、犬ジステンパー、ヘビ真菌症、牛結核、鳥類ボツリヌス症、家禽コレラ、コウモリの健康（白鼻症候群、狂犬病）

アメリカ

■内務省（国立野生動物衛生センター：NWHC）

- ・鳥インフルエンザ、イモリツボカビ症、コウモリの白鼻症候群
- ・連邦政府主管の野生動物の死因調査

■農務省（全米野生動物疾病プログラム：NWDPP）

- ・鳥インフルエンザ、ノブタの疾病（豚熱、ブルセラ症、オーエスキー病）、ペスト、野兔病、ダニ媒介性疾病

■保健福祉省（疾病予防管理センター：CDC）

- ・節足動物媒介性ウイルス感染症（ウエストナイル熱等）

ニュージーランド

■第一次産業省

- ・通報される野生動物を含む全ての動物の異常な疾病事案
- ・野鳥の鳥インフルエンザ、野生動物における牛結核病感染状況

■保全省

- ・絶滅危惧在来種の死因（オウム類の嘴・羽毛病、キアの鉛中毒、鳥インフルエンザ）

オーストラリア

■全豪野生生物衛生機関（WHA）

総合サーベイランスのほか、3つの事業を追加的に実施（動物園野生動物疾病サーベイランス、野生動物疾病センチネル病院サーベイランス、野生動物疾病大学サーベイランス）

- ・OIEリスト疾病
- ・鳥インフルエンザ、コウモリのウイルス感染症（リッサウイルス等）、節足動物媒介性ウイルス感染症、サルモネラ症、大量死事案等

■WHISPers（アメリカ）

過去及び現在進行中の野生生物の死亡及び異常事案に関する基本情報を共有するためのウェブ報告システム。NWHCが運営。

海外の関連取組について（中間報告）概要版

3. 診断機関

- 関係省庁もしくはその傘下の機関が中心となって診断を行っている国が多い。
- 一定の条件を満たした大学や民間機関が一部の疾病の診断を行うなど、全国的な診断ネットワークを構築している国もある。
- 特定の大学に診断を委託している国もある。

韓国

■環境部

- ・国立野生動物疾病管理院、
- ・大学、民間機関、野生動物治療施設を診断機関として指定
※ 鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱のみ

イギリス

■環境・食料・農村地域省（動植物衛生庁）

- ・動植物衛生庁所管の6つの獣医学研究センター
- ・鳥類専門センター、ラボ試験施設、大学の診断施設等とも連携して、全国的な診断ネットワークを確立

カナダ

■カナダ野生生物衛生協同組織（CWHC）

- ・6つの地域センター
（5つ州の大学獣医学部と1つの州の衛生機関）

アメリカ

■内務省

- ・NWHC、南東部野生生物疾病研究共同組織
- ・北東部野生生物疾病共同組織（北東部のUSFWS、州政府向け）

■農務省

- ・連邦政府・州政府管轄の施設。海外家畜伝染病については海外家畜伝染病診断研究所（FADDL）が実施。
- ・全国家畜衛生診断機関ネットワーク（NAHLN）：鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、慢性消耗病、ニューカッスル病等。
- ・CDC：ペスト、野兔病

■保健福祉省

- ・CDC：節足動物媒介性ウイルス感染症（ウエストナイル熱等）

ニュージーランド

■第一次産業省

- ・国立動物衛生研究所
（制度的に民間の診断機関等からの報告も受けている）

■保全省

- ・Wildbase Pathology（大学の研究所が提供するサービス）に委託

オーストラリア

■全豪野生生物衛生機関（WHA）

- ・オーストラリア疾病対策センター、各州の動物衛生研究所
→総合サーベイランス
- ・動物園、野生動物クリニック、大学
→追加で実施されているサーベイランス事業

政府への診断サービスを提供している大学等（の共同組織）の例

■米国



南東部

野生生物疾病研究共同組織
南東部の州魚類野生生物局
協会が設立。
大学と協定を締結

■ニュージーランド



北東部

野生生物疾病共同組織
北東部の6つの州の大学
と1つの州の政府機関が参加



Wildbase Pathology

大学の研究施設の一部

海外の関連取組について（中間報告）概要版

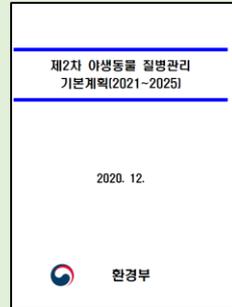
4. 対応ガイドライン等の整備状況

- 野生動物の疾病の管理に係る法定計画制度を最近導入した国がある。
- 全国的な統一アプローチを示している国、総合的もしくは疾病別に対応マニュアル等を整備している国がある。
- 重要な家畜伝染病が野生動物で発生した場合の管理に係るガイドライン等を整備している国もある。
- その他、野生生物を取り扱う者を対象とする防疫措置のガイドラインやサンプルの送付の案内等を作成している国もある。

韓国

■環境部

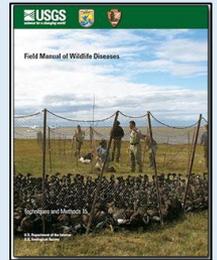
- ・野生動物の疾病管理基本計画
- ・鳥インフルエンザに関する緊急行動指針
- ・アフリカ豚熱に関する緊急行動指針



アメリカ

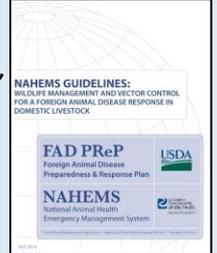
■内務省

- ・野生生物疾病のフィールドマニュアル
- ・診断受け入れガイドライン
- ・サンプルの収集・送付案内



■農務省

- ・家畜における海外家畜伝染病対応のための野生生物の管理とベクター防除に関するガイドライン



■保健福祉省

- ・米国におけるウエストナイル熱：サーベイランス、予防及び管理のためのガイドライン

イギリス

■環境・食料・農村地域省等

- ・動物衛生サーベイランスの全英アプローチ



ニュージーランド

(情報なし)

カナダ

■カナダ野生生物衛生協同組織（CWHC）

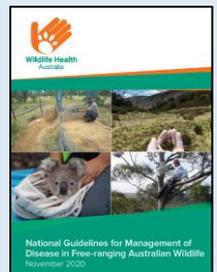
- ・野生生物衛生に係る汎カナダアプローチ
- ・慢性消耗病管理戦略
- ・野生生物疾病の調査マニュアル
- ・野生動物疾病の管理と介入について
- ・サンプルの輸送と取り扱いに関する案内等



オーストラリア

■全豪野生生物衛生機関（WHA）

- ・在来野生生物の全豪疾病管理ガイドライン
- ・白鼻症群対応ガイドライン
- ・野生動物のバイオセキュリティに関する国家ガイドライン
- 全豪動物衛生機関（AHA）
 - ・緊急野生動物疾病への対応管理ガイドライン



参考：海外の取り組み取りまとめ表（資料2－4より抜粋）

国	所管／関係省庁等	実施主体	サーベイランス対象疾病等	主な診断機関	主なガイドライン、マニュアル等（仮訳）
アメリカ	内務省	国立野生動物衛生センター (NWHC@USGS)	鳥インフルエンザ [※] 、イリッドカ [※] 症、白鼻症候群	NWHC、 南東部野生生物疾病研究協同組織 (SCWDS)	・野生生物疾病のフィールド・マニュアル 2015 ・野生生物疾病のフィールド・マニュアル：一般的な手順と鳥類の疾病
		野生生物衛生事務所 (@USFWS)	(情報なし)	NWHC 等に依頼？ ※FWS は北東部野生生物疾病共同組織 (NWDC) に加盟	(情報なし)
	農務省	全米野生動物疾病プログラム (NWDP)	鳥インフルエンザ [※] 、CSF、ブルセラ症、オースキ病、ペスト、野兔病、ダニ媒介性疾病	海外家畜伝染病診断研究所、研究所の全国ネットワーク (NAHLN)	・家畜における海外家畜伝染病対応のための野生生物の管理とベクター防除に関するガイドライン
	保健福祉省	米国疾病予防管理センター (CDC)	節足動物媒介性ウイルス感染症 (ウエストナイル熱等)	CDC	・米国におけるウエストナイル熱：サーベイランス、予防及び管理のためのガイドライン
英国	動植物衛生庁 (環境・食糧・農村地域省)	全英野生生物疾病サーベイランス・パートナーシップ	野生脊椎動物のあらゆる疾病及び死亡事案	動植物衛生庁の研究所および大学等との診断ネットワーク	・動物衛生サーベイランスの全英アプローチ
豪	農業・水資源・環境省	全豪野生生物衛生機関 (WHA。非営利慈善団体)	OIE リスト疾病、コウモリのウイルス感染症、大量死事案、節足動物媒介性ウイルス感染症、サルモネラ症等	動物園、野生動物の受け入れが多い動物病院、大学等	・在来野生生物の全豪疾病管理ガイドライン ・白鼻症群対応ガイドライン
		全豪動物衛生機関 (AHA。非営利公共法人)	(検索されず)	州の動物衛生研究所、連邦疾病対策センター	・緊急野生動物疾病への対応管理ガイドライン
カナダ	食品検査庁、環境省、国立公園局、公衆衛生庁	カナダ野生生物衛生協同組織 (CWHC。大学に拠点を置く省庁横断的パートナーシップ)	鳥インフルエンザ [※] 、シカ慢性消耗病、ウエストナイル熱、犬ジステンパー、ヘビ真菌症、牛結核、鳥類ボツリヌス症、家禽コレラ、コウモリ (白鼻症候群、狂犬病)	CWHC の 6 つの地域センター	・野生生物衛生に係る汎カナダアプローチ ・慢性消耗病管理戦略 ・野生動物疾病の管理と介入
韓国*	環境部	・国立野生動物疾病管理院 (2020年9月～) ・国立環境科学院 (2020年5月～9月)	【イノシシ】ASF、CSF、口蹄疫、SFTS、豚インフルエンザ [※] 。【野鳥】鳥インフルエンザ [※] 、ウエストナイル熱、黄熱病、デング熱、ニューカッスル病、脳脊髄炎、クラミジア	国立野生動物疾病管理院。(ASF、鳥インフルエンザ [※] のみ) 自治体・大学・民間ラボのネットワーク	・第2次野生動物の疾病管理基本計画 ('21-'25) ・緊急行動指針 (긴급행동지침。鳥インフルエンザ [※] 及び ASF について策定済み)
NZ	第一次産業省	同左	通報される全ての動物の異常な疾病事案の調査 (野生動物を含む)、・野鳥の鳥インフルエンザ [※]	国立動物衛生研究所	(情報なし)
	保全省	同左	絶滅危惧在来種の死因 (オウム類の嘴・羽毛病、キアの鉛中毒、鳥インフルエンザ [※])	大学と契約	(情報なし)